

放置空き家対策の推進を求める意見書について

放置空き家対策の推進を求めることについて、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年10月7日

旭川市議会
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

江川あや

塩尻英明

宮崎アカネ

高橋紀博

高木ひろたか

品田ときえ

松田ひろし

高見一典

白鳥秀樹

中川明雄

放置空き家対策の推進を求める意見書

近年、放置空き家の増加が社会問題化しており、家屋の倒壊、草木の繁茂、害虫・害獣の繁殖、屋根からの落雪、景観の悪化、火災の発生など近隣住民への被害や治安の悪化が深刻になっている。

放置空き家は再利用できないほど荒廃した物件がほとんどであり、放置空き家が発生する主な理由は、所有者の管理不能、相続放棄による所有者の不存在、相続人の意見の不一致、解体費用の捻出、更地にした場合の税金の上昇などが挙げられる。平成27年度に市が実施した実態調査によると市内の空き家のうち約900棟が何らかの危険度判定に該当している状況であり、本年5月には放置空き家で放火による火災が発生し、近隣住民の安全を脅かす深刻な問題として、市民に不安が広がっている。

放置空き家に関する対策については、平成26年に国が空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、同年、本市においても旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例を制定し、同条例の規定に基づき策定した旭川市空家等対策計画に基づき各種施策を進めているほか、近隣住民の安全を確保するため、市民と行政との連携による空き家パトロールなどの取組も行っている。

このような取組にもかかわらず、放置空き家問題が解消しない理由の一つとして、解体に当たっての所有者や自治体の費用負担が挙げられる。特に、所有者が必要な措置をとらず放置されたままの危険な空き家は、市が代執行により除却することで問題が解決する場合もあるが、代執行に係る予算の確保や除却に要した費用の回収が困難であることなどにより除却が進んでいないのが現状である。

よって、政府においては、放置空き家対策の推進に向けて政府全体として財政支援措置の強化を含めた総合的な施策を講じていくことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会